

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び第3項	家庭的保育事業等の認可	子育てあんしん課

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合

ア 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）に適合すること。

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号に掲げる基準に該当しないこと。

(2) 当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人以外の者である場合

ア 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に適合すること。

イ 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

ウ 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。）が社会的信望を有すること。

エ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

オ 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる基準に該当しないこと。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。